

靖国神社問題関係主要判決一覧

[凡例]

- ・この表は、靖国神社問題に関係する最高裁判決5件と小泉元内閣総理大臣の靖国神社参拝に対して起こされた裁判に係る判決のうち高等裁判所の判決3件を掲載したものである。
- ・表題は、当該事件名として一般的に呼称されている名称を原則として用いたが、適当な呼称が見当たらなかったものについては、適宜名称を付与した。また、() 内に当該判決を掲載する雑誌等を記載した。なお、() 内の「裁判所ホームページ」との記述は、裁判所ホームページ中の「裁判例情報」のページ〈<http://www.courts.go.jp/search/jhsp/0010?action-id=first&hanreiSrchKbn=01>〉にて検索可能であることを示す。
- ・検索の便を図るため、概要欄には、各判決における靖国神社問題に関係する箇所について、その内益を要約したものを掲載した。
- ・本文中に収録した判決については、ゴシック体により表記した。また、番号欄に付された番号は、各文書の見出し中の【 】内の番号と一致する。

番号	日付	裁判所	表題	概要
477	昭和52年7月30日	最高裁判所 (大法廷)	津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決 (判例時報855号27頁)	国と宗教との関わりに関する「目的効果基準」を定立。
492	昭和63年6月1日	最高裁判所 (大法廷)	殉職自衛官合祀拒否損害賠償等請求訴訟上告審判決 (判例時報1277号34頁)	合祀申請行為が宗教的行為に該当せず、また、合祀により遺族の法的利益の侵害は発生していないと判示。
493	平成5年2月16日	最高裁判所 (第三小法廷)	箕面忠魂碑・慰靈祭訴訟上告審判決 (判例時報1454号41頁)	宗教的行事である慰靈祭に戦没者への追悼目的での公務員の参列は、政教分離原則に違反しないと判示。
496	平成9年4月2日	最高裁判所 (大法廷)	愛媛玉串料訴訟上告審判決 (判例時報1601号52頁)	公費による玉串料の支出は政教分離原則に反し違憲と判示。
	平成17年9月29日	東京高等裁判所	靖国参拝千葉訴訟控訴審判決 (裁判所ホームページ)	平成13年8月13日に行われた小泉純一郎首相(当時)の靖国神社参拝につき、職務行為には該当しないと判示。
	平成17年9月30日	大阪高等裁判所	大阪靖国参拝違憲確認第二次訴訟控訴審判決 (裁判所ホームページ)	平成13年8月13日に行われた小泉純一郎首相(当時)の靖国神社参拝につき、職務行為性及び政教分離原則違反を認定したが、参拝による法的利益の侵害については否定した。
	平成17年10月5日	高松高等裁判所	靖国参拝愛媛訴訟控訴審判決 (判例集等未掲載)	平成13年8月13日等に行われた小泉純一郎首相(当時)の靖国神社参拝につき、原告に訴えの利益を認めなかった。
	平成18年6月23日	最高裁判所 (第二小法廷)	大阪靖国参拝違憲確認第一次訴訟上告審判決 (判例タイムズ1218号183頁)	平成13年8月13日に行われた小泉純一郎首相(当時)の靖国神社参拝につき、原告に訴えの利益を認めなかった。